

平成十二年国家公安委員会規則第五号

犯罪収益に係る没収保全等を請求すること
ができる司法警察員の指定に関する規則
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關
する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十
三条第一項の規定に基づき、犯罪収益に係る没収
保全等を請求することができる司法警察員の指定
に関する規則を次のように定める。

（没収保全等を請求すること）

司法警察
員）

第一条 警察庁の警察官のうち、組織的な犯罪の
処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下
「法」という。）第二十三条第一項の国家公安委
員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるも
のとする。

- 一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者
- 二 生活安全局、刑事局、交通局、警備局又は
サイバー警察局長の警部以上の階級にある警
察官
- 三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にあ
る者

四 管区警察局長（東北管区警察局長、中部管区警
察局長及び中国四国管区警察局長を除く。）の広
域調整部の警部以上の階級にある警察官

五 東北管区警察局長、中部管区警察局長及び中国
四国管区警察局長の総務監察・広域調整部の部
長、高速道路管理官及び災害対策官の職にあ
る者並びに広域調整第一課及び広域調整第二
課の警部以上の階級にある警察官

六 関東管区警察局長のサイバー特別捜査隊の警
部以上の階級にある警察官

七 四国警察支局長の高速道路管理官及び災害対
策官の職にある者並びに広域調整課の警部以
上の階級にある警察官

（証票）

第二条 前条各号に掲げる者は、法第二十二條第
一項又は第二項の規定する処分の請求をするに
当たり、裁判官の要求があったときは、国家公
安委員会が交付する別記様式の証票を提示しな
ければならない。

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、法の施行の日（平成十二年二月
一日）から施行する。

附 則（平成十三年三月三〇日国家公安
委員会規則第八号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行す
る。

別記様式

附 則（平成一七年四月一日国家公安委
員会規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月一日国家公安委
員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二日国家公安
委員会規則第三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行
する。

附 則（平成二八年三月三二日国家公安
委員会規則第八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行
する。

附 則（平成三一年四月一日国家公安委
員会規則第五号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三二日国家公安委
員会規則第一三三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行す
る。

